

子育てイベント掲載実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てに関するイベント（以下「イベント」という。）情報を県ホームページへ掲載することに際し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の申請)

第2条 県ホームページにイベント情報の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、様式第1号により、県に申請しなければならない。

(掲載の承認)

第3条 県は、前条の規定による申請があったときは、次条の規定に基づきその内容を審査し、当該審査結果を様式第2号により掲載希望者に通知するとともに、掲載を適当と認めた場合は、当該イベント情報を県ホームページに掲載するものとする。

(掲載の基準)

第4条 掲載の決定は、次に掲げるすべての要件を満たす行事に対して行うことができる。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有しないこと。
- (3) イベント内容が、法令又は公序良俗に反しないこと。
- (4) 暴力行為、迷惑行為その他社会通念上非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。
- (5) イベント実施団体又は個人が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しないこと。また、暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 不特定多数の者を対象とすること。
- (7) その他県が不適當と認めることがないこと。

(掲載の実施等)

第5条 第3条の規定による承認を受けた者（以下「イベント掲載者」という。）は、掲載内容に変更が生じた場合は様式第3号により、速やかにその旨を届け出ること。

2 県は、次のいずれかに該当すると認められるときは、第3条の規定による承認を取り消すと同時に、当該イベント情報を県ホームページから削除するものとする。

- (1) この要領の規定に反する行為があったと認められるとき。
- (2) 社会的信用を損なう恐れがあるなど不適切な行為があったと認められるとき。
- (3) 掲載を承認したイベントが前条に規定する基準に適合しないことが判明したとき。

(掲載期間)

第6条 県ホームページへの掲載期間は、1年間を限度とし、承認掲載期間を経過したイベント情報は県が削除するものとする。

(イベント掲載者の責務)

第7条 イベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、法令及び公序良俗に反する内容又は社会通念上適当と認められない内容を含まないものとする。

2 イベント掲載者は、当該イベントについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(事故等に関する免責)

第8条 県は、ホームページに掲載したイベントに起因して発生した事故等による損害については、その責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他「子育てイベント掲載実施」にかかる必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。